

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長 殿
【提出日】 平成25年8月8日提出
【計算期間】 第12特定期間
（自 平成24年11月16日 至 平成25年5月15日）
【ファンド名】 ダイワ・海外株式&REITファンド（毎月分配型）
（愛称：グローバルストリート）
【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】 取締役社長 白川 真
【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】 山部 努
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】 03-5555-3111
【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	資産複合
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（株式、不動産投信）））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	グローバル（除く日本）
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「海外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「資産複合 資産配分固定型」…目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
- ・「年12回（毎月）」…目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
- ・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは

為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
追加型投信	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信		アジア		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 資産配分型 定型(株式、不動産投信)))	年12回 (毎月)	オセアニア		
	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ()	その他 ()	アフリカ		
資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

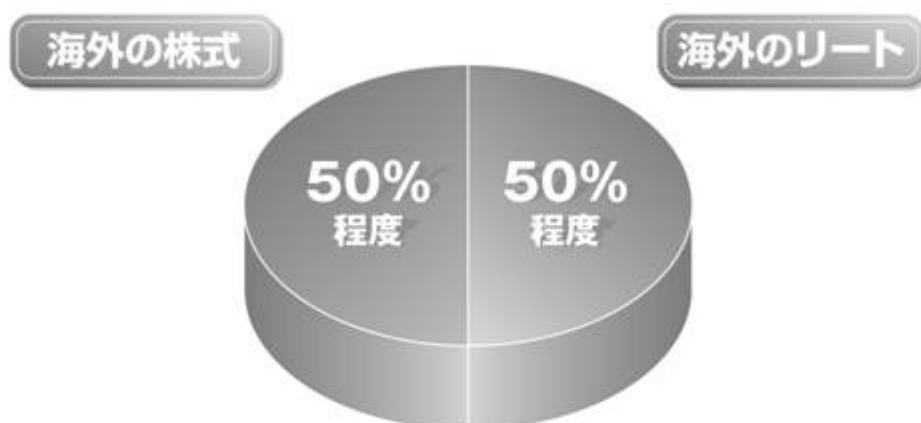
（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1 海外の株式およびリートにそれぞれ50%程度ずつ投資します。

※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。

ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



2

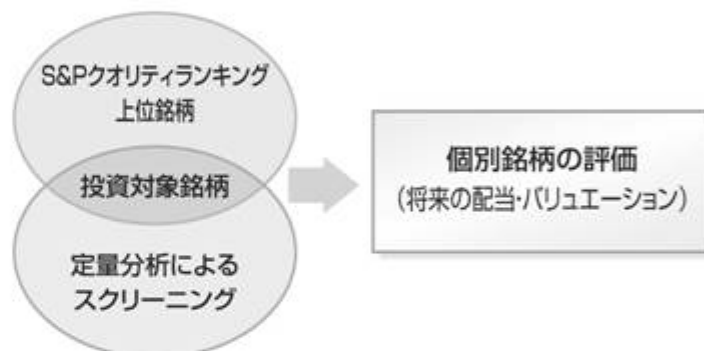
海外の株式への投資にあたっては、配当の質の高い企業を選定し、3つの地域に均等に投資することを基本とします。

- 定量分析データ（S&Pクオリティランキング等）を参考に、配当の質の高い企業を選定します。
- 配当利回りの水準、時価総額規模、流動性を勘案します。
- 定性分析に基づき利益や配当の継続性を考慮します。

投資対象の地域別構成



銘柄選定のイメージ



※上記はイメージであり、実際に投資するとは限りません。

■ S&Pクオリティランキングとは

スタンダード・プアーズ（S&P）のクオリティランキング（QR/IRQ）は、企業の収益および配当の安定性と成長性を評価する指標で、個別銘柄の中長期的な投資判断やポートフォリオの構築に利用されています。クオリティランキングは、一株当たり利益、一株当たり配当、売上高をもとに、独自のスコアリング手法に基づいて算出され、企業をA+、A、A-、B+、B、B-、C、Dの8つのランクで評価します。米国、日本その他世界各国の9,000銘柄以上にランキングが付与されています。

「Standard & Poor's」、[S&P]、[S&P Quality Rankings]、[S&P International Quality Rankings] は、スタンダード・プアーズ ファイナンス・サービスズ エル エル シーの登録商標であり、本商品の提供者である大和証券投資信託委託株式会社に対しては、その利用許諾が与えられています。スタンダード・プアーズは、本商品を推奨・支持・販売・促進等するものではなく、また本商品に対する投資適格性等に関し、いかなる意思表示等を行なうものではありません。スタンダード・プアーズは、大和証券投資信託委託株式会社や本商品の投資家およびその他いかなる者に対しても、S&P Quality RankingsおよびS&P International Quality Rankingsその付随データの利用による結果に対して、明示的にも暗示的にも何ら保証等を行なうものではありません。スタンダード・プアーズは、S&P Quality RankingsおよびS&P International Quality Rankingsの利用や投資目的への適合性やその販売性等に関し、一切の保証等を行なうものではないことを明示的に表明しています。

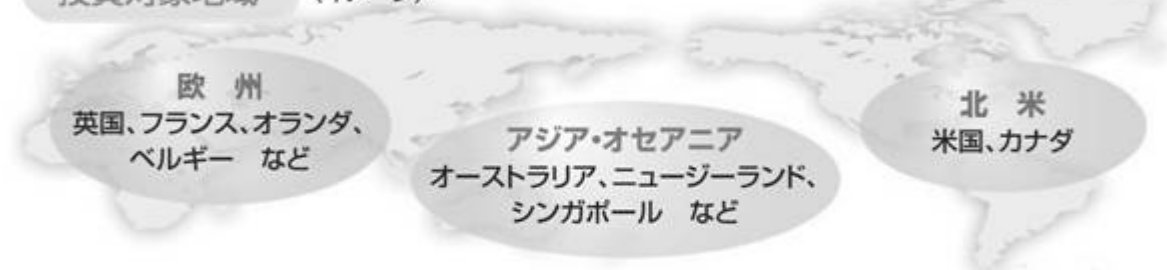
3

海外のリートへの投資にあたっては、個別銘柄の投資価値を分析して、配当利回り、期待される成長性、割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

- 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 海外のリーートの運用は、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクが行ないます。

ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

投資対象地域 (イメージ)



※上記はイメージであり、実際に投資するとは限りません。

コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクとは

- 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- リート運用では最大級の資産規模。
- ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- 優先証券、公益株、バリュー株その他の高配当株の運用にも進出。インカム重視の運用を全般に展開。
- 所在地：アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク

リートへの投資のイメージ



- 少額から投資でき、さまざまな不動産に分散が可能になります。
- 専門家が不動産の選定を行ないます。
- 上場しているリートは換金性に優れています。

・ 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

・ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～3.の運用が行なわれないことがあります。

4

毎月15日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ◆分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ◆原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ◆3、6、9、12月の計算期末については、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮し、分配対象額の中から基準価額水準に応じて委託会社が決定する額を、上記継続分配相当額に付加して分配する場合があります。
- ◆ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

収益分配のイメージ



※3、6、9、12月に付加できない場合があります。

- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

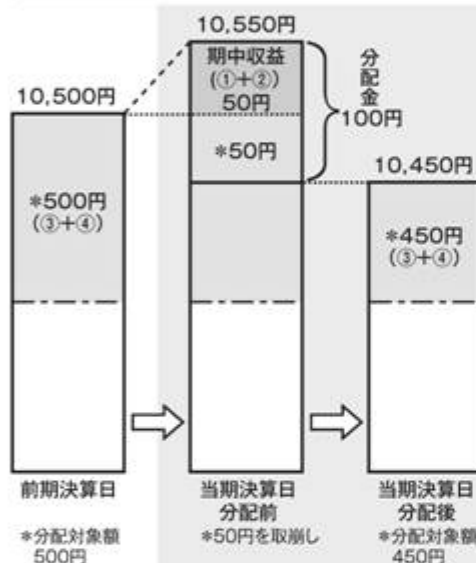
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



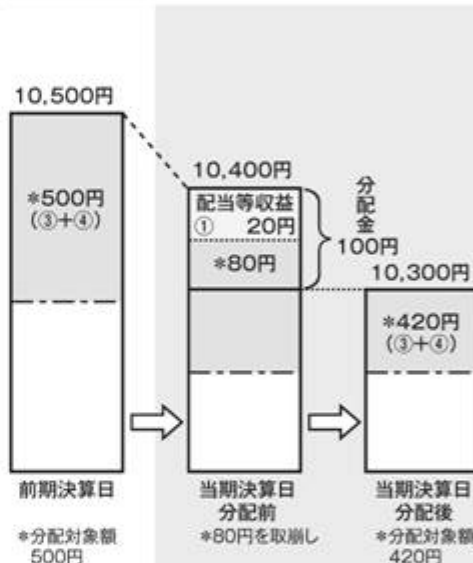
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）

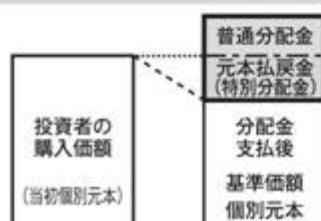


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

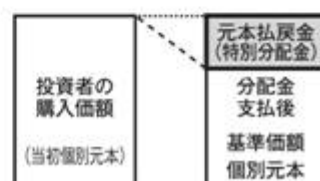
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金) … 減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照下さい。

(2) 【ファンドの沿革】

平成19年8月6日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者

お申込者

収益分配金（注1）、償還金など↑↓お申込金（※5）	
お取扱窓口	販売会社 受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※5）
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社 当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
↓運用指図 ↑↓※2	損益↑↓信託金（※5）
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
	損益↑↓投資
投資対象	海外の株式および海外の不動産投資信託証券 など ・ファミリーファンド方式で運用を行ないます。 ・なお、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」における外貨建資産の運用にあたっては、投資顧問会社（コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク）（注2）に運用の指図にかかる権限を委託します。

（注1）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

（注2）投資顧問会社は、委託会社との間の運用委託契約（※3）に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないます（※4）。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3：運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。

※4：投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

※5：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

〔ファミリーファンド方式について〕

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主として各マザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用を各マザーファンドで行なうしくみです。

＜委託会社の概況（平成25年5月末日現在）＞

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 主要投資対象

下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. ダイワ海外好配当株マザーファンドの受益証券
2. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの受益証券

② 投資態度

イ. マザーファンドの受益証券を通じて、主として海外の株式および海外の不動産投資信託証券に投資し、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得による信託財産の中長期的な成長をめざします。

ロ. 信託財産の純資産総額に対するダイワ海外好配当株マザーファンドの受益証券の組入比率は、50%程度とすることを基本とし、ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの受益証券の組入比率は、50%程度とすることを基本とします。

ハ. 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されると

き、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

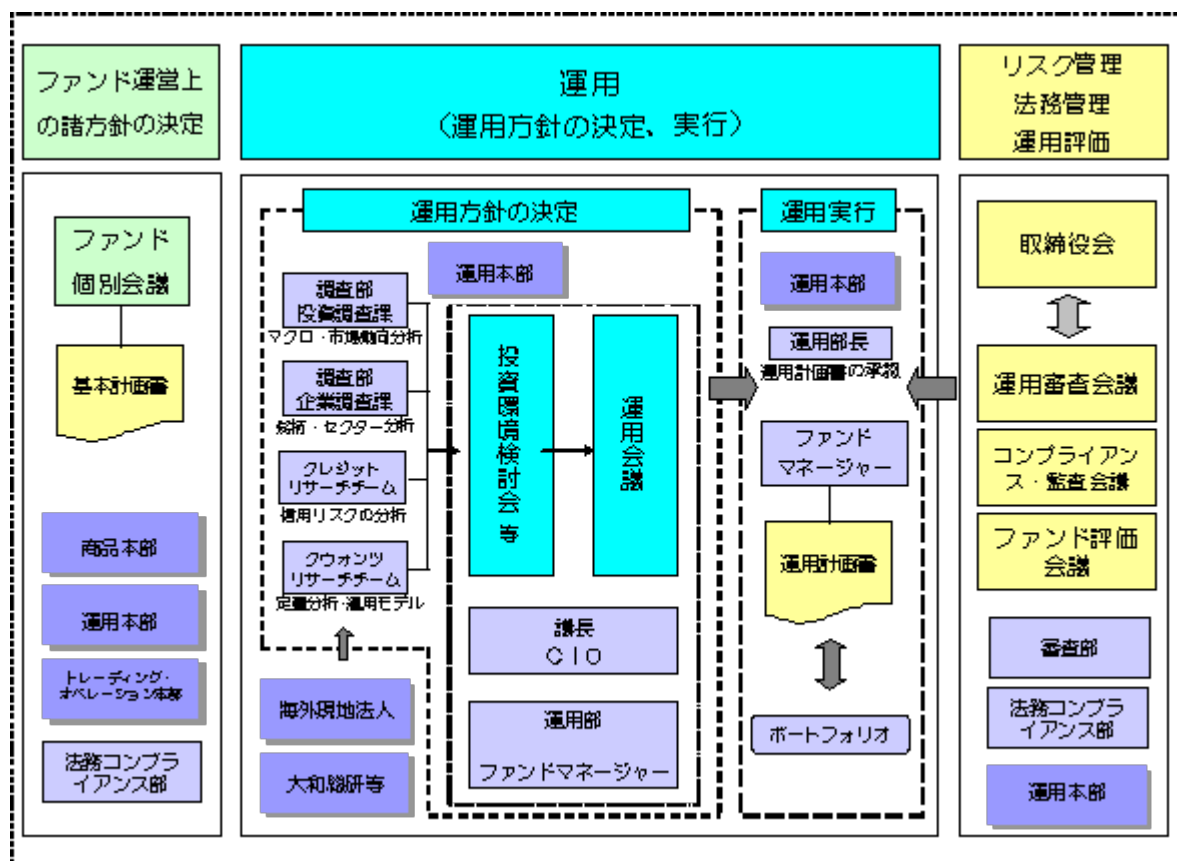
(2) 【投資対象】

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの
 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営

- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO（1～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー（1～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

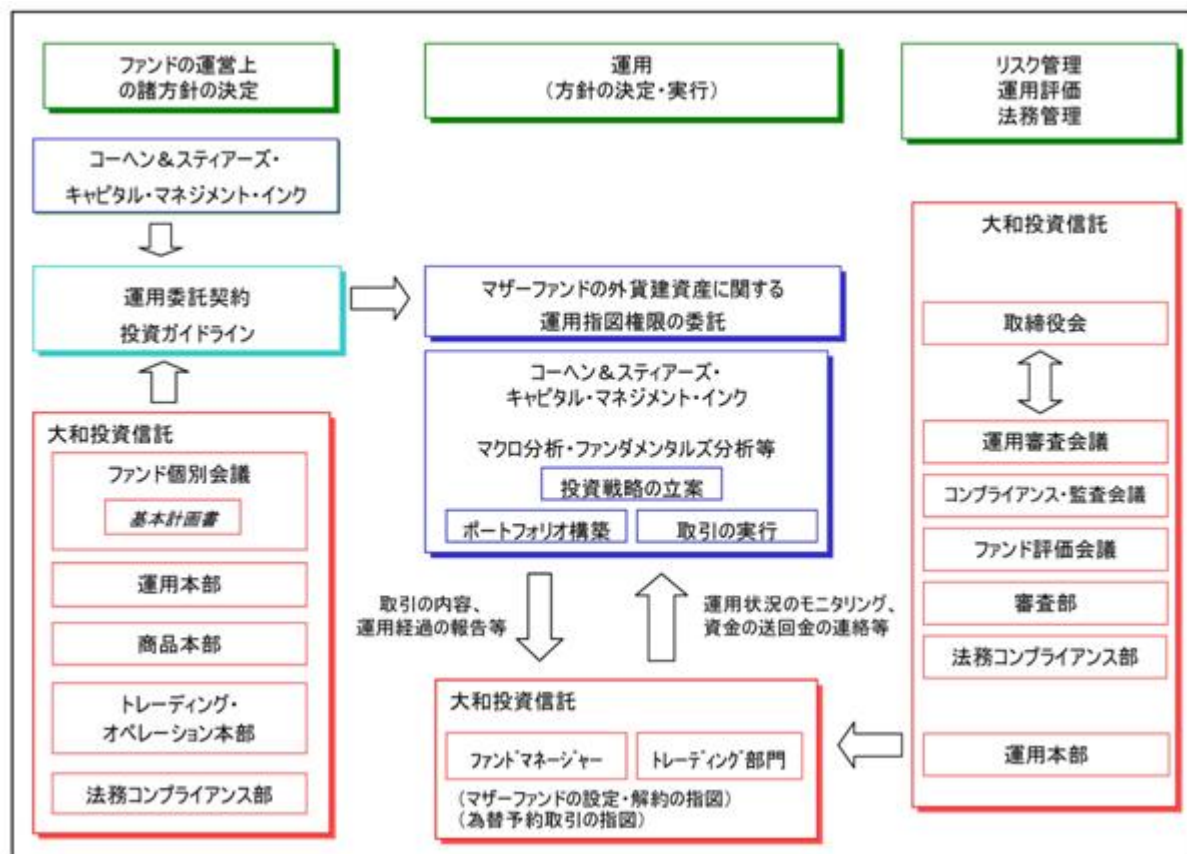
これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※海外のリート部分にかかる運用体制について

（ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドにかかるものを含みます。）



イ. ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。なお、ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドでは、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクと委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

ロ. 運用の実行

コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクは、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

ハ. モニタリング

委託会社は、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクとの間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。これらの報告および調査をもとに評価を行ない、委託会社でのファンド個別会議へ報告しています。

ニ. リスク管理、運用評価、法務管理

（前④に同じ。）

※ 上記の運用体制は平成25年5月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。3、6、9、12月の計算期末については、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮し、分配対象額の中から基準価額水準に応じて委託会社が決定する額を、上記継続分配相当額に付加して分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

① 株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

② 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

④ 外国為替予約取引（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑤ 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考>マザーファンドの概要

1. ダイワ海外好配当株マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

海外の金融商品取引所（※）上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。以下同じ。）

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。

② 投資態度

イ. 主として海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と株式の値上がり益の獲得により信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

ロ. 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

a. アメリカ、ヨーロッパ、アジア・オセアニアの3地域に均等に投資することを基本とします。

b. 定量分析データ（S & P社クオリティランキング等）を参考に、配当の質の高い企業を選定します。

c. 配当利回りの水準、時価総額規模、流動性を勘案します。

d. 定性分析に基づき利益や配当の継続性を考慮します。

ハ. 株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

ニ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)④、⑤および⑥に定めるものに限りま。

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 外国通貨表示の新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

20. 外国の者に対する権利で前19.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)③の 1.から4.に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の 1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能

額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑤ スワップ取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

2. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

海外の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。以下同じ。）および店頭登録（登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な配当利回りの確保と信託財産の中長期的な成長をめざして分散投資を行ないます。

ロ. 投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。

(a) 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

(b) 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。

ハ. 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

ニ. 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

ホ. 外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

ヘ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの

3. 外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

4. 外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証

券に限ります。）

なお、前3.の証券および前4.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 主な投資制限

- ① 株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(4) 運用指図権限の委託

- ① 委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次のものに委託します。

コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

New York, New York, USA

- ② 前①の規定にかかわらず、前①により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

〈基準価額の主な変動要因〉

株価変動リスク	株式市況	株 価	基準価額
	改 善	➡	上昇要因
	悪 化	➡	下落要因
リートの 価格変動リスク	リート市況	リート価格	基準価額
	改 善	➡	上昇要因
	悪 化	➡	下落要因
外貨建資産の 為替リスク	為替相場	円換算価値	基準価額
	円 安	➡	上昇要因
	円 高	➡	下落要因

○上図はイメージ図であり、必ずしも上図どおりにならない場合もあります。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

〈リートの主な価格変動要因〉



イ。リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ。リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- ・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。

- ・ リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリーの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リーの価格が大幅に下落することも想定されます。
 - ・ リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
 - ・ 法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。
- ハ、リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リーの価格や配当に影響を与えることが想定されます。
- ・ その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リーの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
 - ・ 金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。
- ニ、組入リーの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③ 外国証券への投資に伴うリスク

イ、為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ、カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

④ その他

イ、解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ、ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

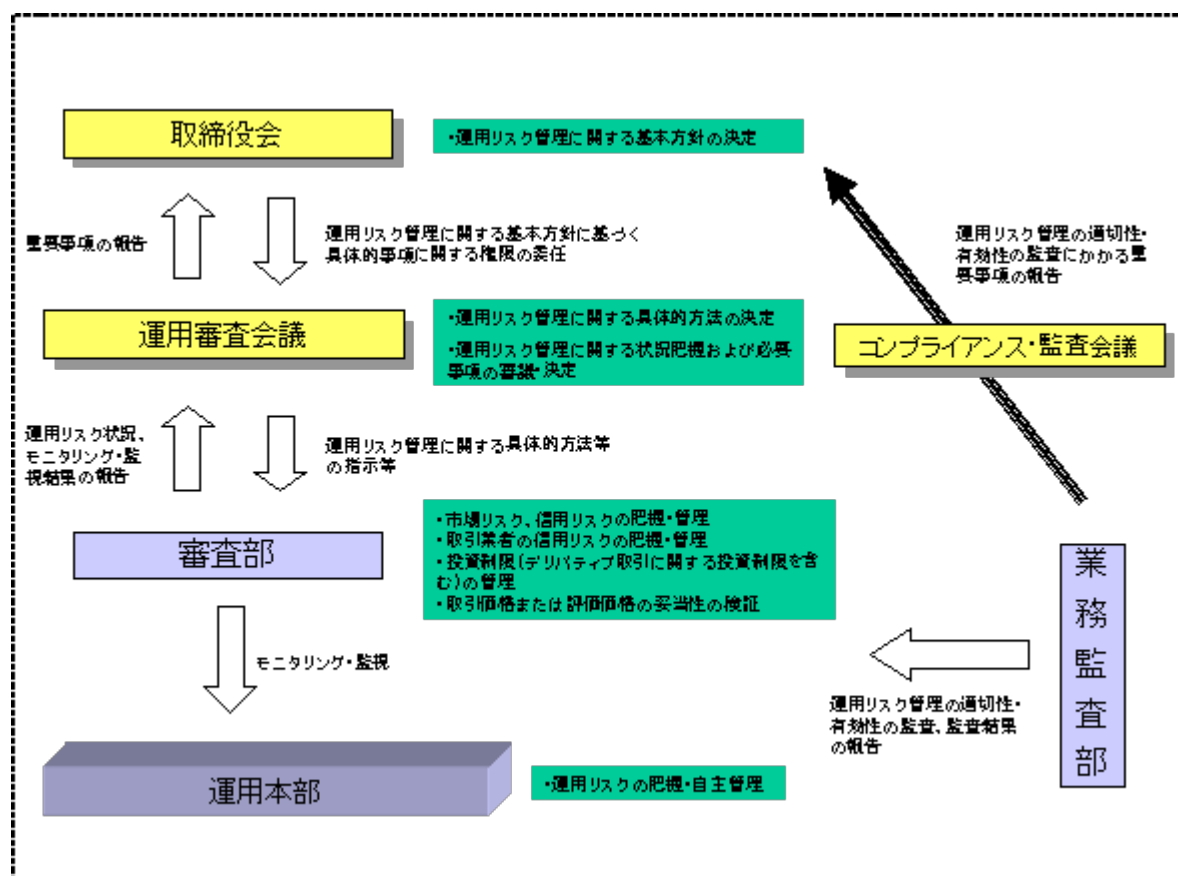
通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.625%（税抜2.5%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ② 申込手数料には、消費税等が課されます。
- ③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.5015%（税抜1.43%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.798% （税抜0.76%）	年率0.630% （税抜0.60%）	年率0.0735% （税抜0.07%）

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。
- ⑤ 委託会社は、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月15日および9月15日または信託終了のときに行なうものとします。

275億円以下の部分	年率0.57%
275億円超1,000億円以下の部分	年率0.47%
1,000億円超2,500億円以下の部分	年率0.37%
2,500億円超 4,500億円以下の部分	年率0.30%
4,500億円超の部分	年率0.25%

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（台湾株式等への投資にかかる会計事務所等への支払金等を含むものとします。）、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金

が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

＜マザーファンドより支弁する手数料等＞

各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

期間	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、上記イ. の表と同じです。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

期間	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

＜注1＞個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

＜注2＞収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）上記は、平成25年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成25年5月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	202,335,950	99.11
内 日本	202,335,950	99.11
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,817,905	0.89
純資産総額	204,153,855	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成25年5月31日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ海外好配当株マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	92,053,337 106,321,604	1.1549	1.1353 104,508,153	51.19
2	ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	70,278,590 105,572,497	1.5022	1.3920 97,827,797	47.92

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.11%
合計	99.11%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成19年11月15日)	770,465,195	772,042,321	0.9698	0.9718
第2特定期間末 (平成20年5月15日)	683,980,958	685,549,536	0.8720	0.8740
第3特定期間末 (平成20年11月17日)	325,349,025	326,834,694	0.4380	0.4400
第4特定期間末 (平成21年5月15日)	317,130,259	318,594,495	0.4332	0.4352
第5特定期間末 (平成21年11月16日)	404,229,448	405,709,698	0.5444	0.5464
第6特定期間末 (平成22年5月17日)	353,137,421	354,436,745	0.5436	0.5456
第7特定期間末 (平成22年11月15日)	329,503,888	330,714,026	0.5446	0.5466
第8特定期間末 (平成23年5月16日)	285,557,699	286,554,586	0.5729	0.5749
第9特定期間末 (平成23年11月15日)	190,028,116	190,812,317	0.4846	0.4866
第10特定期間末 (平成24年5月15日)	182,040,321	182,738,312	0.5216	0.5236
平成24年5月末日	168,020,211	—	0.4946	—
6月末日	170,997,887	—	0.5087	—
7月末日	176,715,692	—	0.5293	—
8月末日	175,409,019	—	0.5305	—
9月末日	171,079,143	—	0.5371	—
10月末日	170,230,470	—	0.5489	—
第11特定期間末 (平成24年11月15日)	163,699,101	164,306,521	0.5390	0.5410
11月末日	172,794,200	—	0.5704	—
12月末日	180,833,458	—	0.6121	—
平成25年1月末日	194,758,363	—	0.6613	—
2月末日	191,089,232	—	0.6640	—
3月末日	193,522,081	—	0.6791	—
4月末日	207,596,619	—	0.7335	—
第12特定期間末 (平成25年5月15日)	214,898,577	215,453,398	0.7747	0.7767
5月末日	204,153,855	—	0.7395	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0020

第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120
第6特定期間	0.0120
第7特定期間	0.0120
第8特定期間	0.0120
第9特定期間	0.0120
第10特定期間	0.0120
第11特定期間	0.0120
第12特定期間	0.0120

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	△2.8
第2特定期間	△8.8
第3特定期間	△48.4
第4特定期間	1.6
第5特定期間	28.4
第6特定期間	2.1
第7特定期間	2.4
第8特定期間	7.4
第9特定期間	△13.3
第10特定期間	10.1
第11特定期間	5.6
第12特定期間	46.0

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1特定期間	811,597,250	18,111,279
第2特定期間	23,236,318	33,337,960
第3特定期間	621,810	42,171,338
第4特定期間	1,432,406	12,149,060
第5特定期間	39,601,520	29,193,486
第6特定期間	678,943	93,542,836
第7特定期間	726,158	45,319,404
第8特定期間	2,582,555	109,207,821
第9特定期間	11,013,441	117,356,646
第10特定期間	632,077	43,736,967
第11特定期間	645,210	45,930,582
第12特定期間	496,962	26,796,626

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) ダイワ海外好配当株マザーファンド

(1) 投資状況（平成25年5月31日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式		15,269,690,418	96.83
	内 韓国	403,225,570	2.56
	内 中国	338,690,745	2.15
	内 台湾	1,165,650,179	7.39
	内 香港	370,555,479	2.35
	内 シンガポール	344,606,862	2.19
	内 ノルウェー	262,772,343	1.67
	内 スウェーデン	286,341,440	1.82
	内 デンマーク	117,705,000	0.75
	内 イギリス	2,002,209,362	12.70
	内 オランダ	188,438,880	1.19
	内 フランス	1,049,784,026	6.66
	内 ドイツ	562,896,230	3.57
	内 スイス	556,663,847	3.53
	内 スペイン	97,792,257	0.62
	内 イタリア	195,395,811	1.24
	内 カナダ	108,737,510	0.69
	内 アメリカ	5,232,040,181	33.18
	内 オーストラリア	1,986,184,696	12.60
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		499,682,338	3.17
純資産総額		15,769,372,756	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（買建）		107,764,352	0.68
	内 日本	107,764,352	0.68
為替予約取引（売建）		96,655,410	△0.61
	内 日本	96,655,410	△0.61

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（平成25年5月31日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

銘柄名	地域	種類	業種	株数、 口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
-----	----	----	----	--------------------------	-------------------	-------------------	-----------------

1	TSMC	台湾	株式	情報技術	1,253,333	352.02 441,204,682	371.80 465,989,209	2.96
2	BNP PARIBAS	フランス	株式	金融	62,000	5,877.49 364,409,255	6,021.33 373,322,758	2.37
3	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	イギリス	株式	生活必需品	65,000	5,546.16 360,509,750	5,639.36 366,558,810	2.32
4	ALTRIA GROUP INC	アメリカ	株式	生活必需品	91,000	3,494.75 318,031,202	3,685.98 335,424,853	2.13
5	WESTPAC BANKING CORP	オーストラリア	株式	金融	112,000	3,062.66 343,025,642	2,826.25 316,541,098	2.01
6	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	金融	56,000	5,124.15 286,953,552	5,627.63 315,147,370	2.00
7	INTL BUSINESS MACHINES CORP	アメリカ	株式	情報技術	14,500	20,981.89 304,238,122	21,183.04 307,154,150	1.95
8	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	オーストラリア	株式	金融	112,500	2,858.38 321,574,584	2,696.01 303,301,451	1.92
9	COMMONWEALTH BANK	オーストラリア	株式	金融	44,200	6,863.42 303,363,717	6,621.04 292,650,291	1.86
10	LOWE'S COS INC	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	66,000	4,005.71 264,383,188	4,316.33 284,878,361	1.81
11	BHP BILLITON LTD	オーストラリア	株式	素材	78,700	3,499.62 275,423,303	3,374.66 265,586,356	1.68
12	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	スイス	株式	ヘルスケア	10,000	23,414.74 234,148,119	25,711.36 257,113,680	1.63
13	PRUDENTIAL PLC	イギリス	株式	金融	137,000	1,614.54 221,205,113	1,774.77 243,143,654	1.54
14	CHEVRON CORP	アメリカ	株式	エネルギー	19,200	12,087.36 232,079,308	12,658.62 243,045,692	1.54
15	PFIZER INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	84,000	2,876.14 241,599,284	2,858.33 240,100,140	1.52
16	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	株式	情報技術	1,700	135,239.41 229,907,008	139,268.80 236,756,960	1.50
17	DIAGEO PLC	イギリス	株式	生活必需品	70,000	3,084.74 215,934,970	3,045.76 213,203,634	1.35
18	GLAXOSMITHKLINE PLC	イギリス	株式	ヘルスケア	78,000	2,418.12 188,621,542	2,652.91 206,927,230	1.31
19	GENERAL ELECTRIC CO	アメリカ	株式	資本財・サービス	85,000	2,401.60 204,143,250	2,387.84 202,967,080	1.29
20	TELENOR ASA	ノルウェー	株式	電気通信サービス	93,300	2,200.08 205,269,251	2,144.46 200,078,118	1.27
21	ENI SPA	イタリア	株式	エネルギー	83,000	2,395.60 198,838,718	2,354.16 195,395,811	1.24
22	KONINKLIJKE AHOLD NV	オランダ	株式	生活必需品	112,000	1,596.45 178,812,899	1,682.49 188,438,880	1.19
23	PERSIMMON PLC	イギリス	株式	一般消費財・サービス	93,000	1,695.73 157,712,633	1,887.23 175,512,855	1.11
24	UNION PACIFIC CORP	アメリカ	株式	資本財・サービス	11,000	14,224.79 156,473,130	15,902.46 174,927,067	1.11

25	EXPERIAN PLC	イギリス	株式	資本財・サービス	89,000	1,795.56 159,812,140	1,945.77 173,174,224	1.10
26	SCHNEIDER ELECTRIC SA	フランス	株式	資本財・サービス	21,000	7,951.11 166,973,522	8,134.01 170,814,302	1.08
27	FUBON FINANCIAL HOLDING	台湾	株式	金融	1,260,000	144.90 182,586,045	135.53 170,777,880	1.08
28	AMERICAN EXPRESS CO	アメリカ	株式	金融	22,000	6,570.22 144,546,638	7,703.84 169,484,594	1.07
29	WESFARMERS LTD	オーストラリア	株式	生活必需品	43,000	4,154.87 178,660,437	3,846.69 165,407,687	1.05
30	TE CONNECTIVITY LTD	アメリカ	株式	情報技術	35,400	4,257.04 150,699,647	4,568.27 161,717,006	1.03

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.83%
合計	96.83%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	6.18%
素材	6.49%
資本財・サービス	9.10%
一般消費財・サービス	10.66%
生活必需品	9.85%
ヘルスケア	9.07%
金融	27.52%
情報技術	11.12%
電気通信サービス	3.62%
公益事業	3.23%
合計	96.83%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	英ポンド買/円売 2013年6月	買建	100,000	15,284,637	15,405,000	0.10%
		スウェーデン・クローネ 買/円売 2013年6月	買建	1,500,000	22,826,731	23,085,000	0.15%
		米ドル買/円売 2013年6月	買建	183,595	18,553,500	18,574,352	0.12%
		台湾ドル買/円売 2013年6月	買建	15,000,000	50,700,000	50,700,000	0.32%

	カナダ・ドル売/円買 2013年6月	売建	190,000	18,553,500	18,650,400	△0.12%
	ユーロ売/円買 2013年6月	売建	591,171	77,655,268	78,005,010	△0.49%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考) ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

(1) 投資状況（平成25年5月31日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資証券		203,810,714,931	98.18
	内 香港	8,701,302,433	4.19
	内 シンガポール	13,351,959,849	6.43
	内 イギリス	22,750,399,414	10.96
	内 オランダ	2,736,453,051	1.32
	内 フランス	15,154,822,475	7.30
	内 ドイツ	669,426,569	0.32
	内 カナダ	5,374,026,587	2.59
	内 アメリカ	96,236,183,337	46.36
	内 オーストラリア	38,836,141,216	18.71
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		3,787,452,682	1.82
純資産総額		207,598,167,613	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（買建）		1,804,983,767	0.87
	内 日本	1,804,983,767	0.87
為替予約取引（売建）		3,521,151,671	△1.70
	内 日本	3,521,151,671	△1.70

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（平成25年5月31日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	WESTFIELD GROUP	オーストラリア	投資証券	9,573,233 10,350,074,053	1,081.14	1,125.21 10,771,952,071	5.19
2	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	613,748 9,928,391,740	16,176.65	17,200.60 10,556,833,849	5.09

3	UNIBAIL-RODAMCO SE	フランス	投資証券	24,340.02 385,313 9,378,526,897	25,474.87 9,815,801,667	4.73
4	LAND SECURITIES GROUP PLC	イギリス	投資証券	1,272.53 5,301,076 6,745,807,928	1,438.15 7,623,742,980	3.67
5	LINK REIT	香港	投資証券	557.03 12,760,420 7,107,968,654	517.29 6,600,850,422	3.18
6	WESTFIELD RETAIL TRUST	オーストラリア	投資証券	301.62 18,718,579 5,645,980,160	298.68 5,590,986,846	2.69
7	GOODMAN GROUP	オーストラリア	投資証券	480.73 10,109,166 4,860,087,354	491.60 4,969,752,944	2.39
8	MIRVAC GROUP	オーストラリア	投資証券	161.38 28,794,777 4,649,575,901	159.13 4,582,292,831	2.21
9	CAPITAMALL TRUST	シンガポール	投資証券	169.00 26,449,992 4,470,897,338	172.05 4,550,879,824	2.19
10	PROLOGIS INC	アメリカ	投資証券	3,937.92 1,062,426 4,183,754,544	4,158.49 4,418,096,396	2.13
11	VENTAS INC	アメリカ	投資証券	7,135.21 577,534 4,120,828,451	7,364.89 4,253,475,652	2.05
12	HAMMERSON PLC	イギリス	投資証券	782.62 4,649,746 3,639,006,533	787.24 3,660,496,729	1.76
13	DEXUS PROPERTY GROUP	オーストラリア	投資証券	102.33 33,630,044 3,441,592,768	107.23 3,606,262,279	1.74
14	FEDERATION CENTRES	オーストラリア	投資証券	237.77 14,441,126 3,435,031,852	239.92 3,464,837,699	1.67
15	KLEPIERRE	フランス	投資証券	4,123.75 765,179 3,155,406,901	4,387.67 3,357,352,943	1.62
16	BRITISH LAND CO PLC	イギリス	投資証券	871.05 3,451,748 3,006,940,137	949.00 3,275,741,989	1.58
17	APARTMENT INVT & MGMT CO -A	アメリカ	投資証券	3,121.40 1,042,758 3,254,867,949	3,068.78 3,200,004,697	1.54
18	VORNADO REALTY TRUST	アメリカ	投資証券	8,435.37 388,174 3,274,393,876	8,235.04 3,196,628,495	1.54
19	HEALTH CARE REIT INC	アメリカ	投資証券	6,914.03 438,300 3,030,445,236	7,023.91 3,078,582,207	1.48
20	HCP INC	アメリカ	投資証券	4,947.70 592,085 2,929,460,139	4,845.51 2,868,953,907	1.38
21	SUNTEC REIT	シンガポール	投資証券	142.54 19,922,400 2,841,203,591	139.89 2,787,064,070	1.34
22	CORIO NV	オランダ	投資証券	4,800.70 594,609 2,854,542,280	4,602.10 2,736,453,051	1.32
23	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	投資証券	5,747.02 451,858 2,596,841,221	5,809.75 2,625,184,546	1.26
24	PUBLIC STORAGE	アメリカ	投資証券	14,898.75 165,936 2,472,239,810	15,580.70 2,585,400,396	1.25
25	ASCENDAS REIT	シンガポール	投資証券	208.31 12,566,500 2,618,330,203	192.15 2,414,728,374	1.16
26	DERWENT LONDON PLC	イギリス	投資証券	3,395.48 597,565 2,029,021,440	3,698.98 2,210,381,342	1.06

27	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	イギリス	投資証券	2,539,431,967	774.92 860,441	858.11 2,179,121,801	1.05
28	SEGRO PLC	イギリス	投資証券	5,065,931,135	421.50 657,254	428.74 2,172,012,749	1.05
29	GPT GROUP	オーストラリア	投資証券	5,646,225,117	375.07 740,339	378.00 2,134,328,383	1.03
30	CHAMPION REIT	香港	投資証券	42,421,376,216	52.25 529,622	49.51 2,100,452,011	1.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	98.18%
合計	98.18%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	豪ドル買/円売 2013年6月	買建	6,346,231	618,663,128	621,131,696	0.30%
		英ポンド買/円売 2013年6月	買建	6,930,013	1,066,422,766	1,067,568,561	0.51%
		ユーロ買/円売 2013年6月	買建	881,270	116,353,819	116,283,510	0.06%
		米ドル売/円買 2013年6月	売建	34,804,306	3,521,482,713	3,521,151,671	△1.70%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

[次へ](#)

(参考情報)

2013年5月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	7,395円
純資産総額	2.0億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	1.1%
3カ月間	12.3%
6カ月間	32.0%
1年間	55.6%
3年間	61.9%
5年間	7.1%
設定来	-5.9%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 240円 設定来分配金合計額: 1,340円

決算期	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
	12年6月	12年7月	12年8月	12年9月	12年10月	12年11月	12年12月	13年1月	13年2月	13年3月	13年4月	13年5月
分配金	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

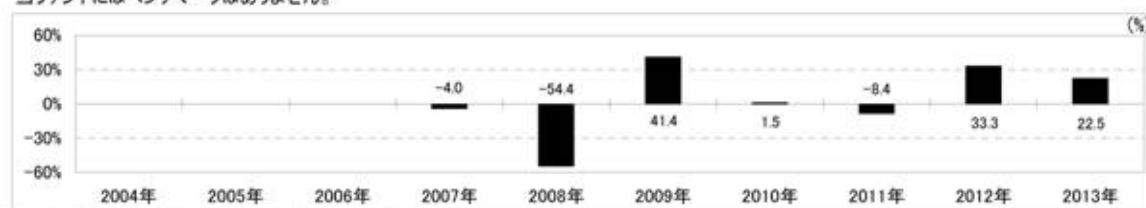
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成			銘柄数		比率		通貨別構成		比率		組入上位銘柄		国・地域名		比率	
外国株式	104	49.6%	米ドル	39.3%	株式	TSMC	台湾	1.5%								
外国リート	101	47.0%	豪ドル	15.6%		BNP PARIBAS	フランス	1.2%								
			英ポンド	11.9%		BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	イギリス	1.2%								
			ユーロ	11.5%		ALTRIA GROUP INC	アメリカ	1.1%								
			香港ドル	4.4%		WESTPAC BANKING CORP	オーストラリア	1.0%								
			シンガポール・ドル	4.3%		WESTFIELD GROUP	オーストラリア	2.5%								
			台湾ドル	4.1%		SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	2.4%								
			日本円	1.9%		UNIBAIL-RODAMCO SE	フランス	2.3%								
			スイス・フラン	1.8%		LAND SECURITIES GROUP PLC	イギリス	1.8%								
			その他	5.1%		LINK REIT	香港	1.5%								
コール・ローン、その他	3.4%															
合計	205	100.0%	合計	100.0%	合計											16.5%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2007年は設定日(8月6日)から年末、2013年は5月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社の一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・ 海外の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・ 海外の店頭登録株式：原則として当該海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。
- ・ 海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・ お電話によるお問い合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
- ・ 委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成19年8月6日から平成29年5月15日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎月16日から翌月15日までとします。ただし、第1計算期間は、平成19年8月6日から平成19年9月15日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。

ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の3.または前②の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、毎年5月および11月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成24年11月16日から平成25年5月15日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

ダイワ・海外株式&REITファンド（毎月分配型）

ダイワ・海外株式&REITファンド（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 平成24年11月15日現在	当 期 平成25年5月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,290,827	2,523,955
親投資信託受益証券	162,236,873	213,191,182
流動資産合計	164,527,700	215,715,137
資産合計	164,527,700	215,715,137
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	607,420	554,821
未払受託者報酬	10,598	12,565
未払委託者報酬	206,088	244,283
その他未払費用	4,493	4,891
流動負債合計	828,599	816,560
負債合計	828,599	816,560
純資産の部		
元本等		
元本	※ 1 303,710,309	※ 1 277,410,645
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※ 2 △140,011,208	※ 2 △62,512,068
（分配準備積立金）	14,277,427	12,788,630
元本等合計	163,699,101	214,898,577
純資産合計	163,699,101	214,898,577
負債純資産合計	164,527,700	215,715,137

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前 期 自 平成24年5月16日 至 平成24年11月15日	当 期 自 平成24年11月16日 至 平成25年5月15日
営業収益		
受取利息	638	682
有価証券売買等損益	10,912,634	73,554,309
営業収益合計	10,913,272	73,554,991
営業費用		
受託者報酬	64,266	69,705
委託者報酬	※ 1 1,249,718	※ 1 1,355,180
その他費用	4,493	4,891
営業費用合計	1,318,477	1,429,776
営業利益	9,594,795	72,125,215
経常利益	9,594,795	72,125,215
当期純利益	9,594,795	72,125,215
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△75,492	478,648
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△166,955,360	△140,011,208
剰余金増加額又は欠損金減少額	21,458,140	9,496,675
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	21,458,140	9,496,675
剰余金減少額又は欠損金増加額	304,143	179,426
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	304,143	179,426
分配金	※ 2 3,880,132	※ 2 3,464,676
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△140,011,208	△62,512,068

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期 自 平成24年11月16日 至 平成25年5月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成24年11月15日現在	当 期 平成25年5月15日現在
1. ※1 期首元本額	348,995,681円	303,710,309円
期中追加設定元本額	645,210円	496,962円
期中一部解約元本額	45,930,582円	26,796,626円
2. 特定期間末日における受益権の総数	303,710,309口	277,410,645口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は140,011,208円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は62,512,068円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成24年5月16日 至 平成24年11月15日	当 期 自 平成24年11月16日 至 平成25年5月15日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	181,327円	203,185円
2. ※2 分配金の計算過程	（自平成24年5月16日 至平成24年6月15日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（293,279円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（5,058,700円）及び分配準備積立金（17,309,301円）より分配対象額は22,661,280円（1万口当たり671.02円）であり、うち675,431円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自平成24年11月16日 至平成24年12月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（282,769円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,479,187円）及び分配準備積立金（13,961,851円）より分配対象額は18,723,807円（1万口当たり630.23円）であり、うち594,187円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成24年6月16日 至平成24年7月17日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（596,885円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（5,019,547円）及び分配準備積立金（16,771,139円）より分配対象額は22,387,571円（1万口当たり668.85円）であり、うち669,432円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成24年7月18日 至平成24年8月15日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（478,065円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,982,804円）及び分配準備積立金（16,552,550円）より分配対象額は22,013,419円（1万口当たり663.26円）であり、うち663,796円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成24年8月16日 至平成24年9月18日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（728,255円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,814,680円）及び分配準備積立金（15,792,082円）より分配対象額は21,335,017円（1万口当たり666.00円）であり、うち640,695円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成24年12月18日 至平成25年1月15日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（461,484円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,443,290円）及び分配準備積立金（13,524,308円）より分配対象額は18,429,082円（1万口当たり625.91円）であり、うち588,874円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成25年1月16日 至平成25年2月15日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（453,934円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,403,919円）及び分配準備積立金（13,263,248円）より分配対象額は18,121,101円（1万口当たり621.48円）であり、うち583,160円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成25年2月16日 至平成25年3月15日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（577,090円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,335,815円）及び分配準備積立金（12,916,794円）より分配対象額は17,829,699円（1万口当たり621.60円）であり、うち573,671円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

	（自平成24年9月19日 至平成24年10月15日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（78,387円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,689,522円）及び分配準備積立金（15,444,898円）より分配対象額は20,212,807円（1万口当たり648.51円）であり、うち623,358円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 （自平成24年10月16日 至平成24年11月15日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（370,441円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,574,260円）及び分配準備積立金（14,514,406円）より分配対象額は19,459,107円（1万口当たり640.71円）であり、うち607,420円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自平成25年3月16日 至平成25年4月15日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（386,996円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,311,261円）及び分配準備積立金（12,833,315円）より分配対象額は17,531,572円（1万口当たり615.18円）であり、うち569,963円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 （自平成25年4月16日 至平成25年5月15日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,032,331円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,199,994円）及び分配準備積立金（12,311,120円）より分配対象額は17,543,445円（1万口当たり632.40円）であり、うち554,821円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
--	---	---

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期 自 平成24年11月16日 至 平成25年5月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
--------------------------------	--

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期 平成25年5月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成24年11月15日現在	当 期 平成25年5月15日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,058,228	13,308,806
合計	1,058,228	13,308,806

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期 平成24年11月15日現在	当 期 平成25年5月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当 期 自 平成24年11月16日 至 平成25年5月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前 期 平成24年11月15日現在	当 期 平成25年5月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5390円 (5,390円)	0.7747円 (7,747円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド	70,278,590	105,572,497	
	ダイワ海外好配当株マザーファンド	93,176,351	107,618,685	
親投資信託受益証券 合計			213,191,182	
合計			213,191,182	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ダイワ海外好配当株マザーファンド」受益証券及び「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

「ダイワ海外好配当株マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成24年11月15日現在	平成25年5月15日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	314,206,272	273,168,353
コール・ローン	152,734,059	312,229,949
株式	9,973,010,735	14,720,643,911
派生商品評価勘定	—	199,500
未収入金	—	125,485,864
未収配当金	24,451,164	59,152,296
流動資産合計	10,464,402,230	15,490,879,873
資産合計	10,464,402,230	15,490,879,873
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	49,300
未払金	—	324,127,236
流動負債合計	—	324,176,536
負債合計	—	324,176,536
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	13,128,472,584	13,131,045,269
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△） ※2	△2,664,070,354	2,035,658,068
元本等合計	10,464,402,230	15,166,703,337
純資産合計	10,464,402,230	15,166,703,337
負債純資産合計	10,464,402,230	15,490,879,873

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成24年11月16日 至 平成25年5月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として期末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成24年11月15日現在	平成25年5月15日現在
1. ※1 期首	平成24年5月16日	平成24年11月16日
期首元本額	13,413,082,693円	13,128,472,584円
期中追加設定元本額	2,277,702,396円	4,590,813,605円
期中一部解約元本額	2,562,312,505円	4,588,240,920円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ海外好配当株ファンドM (F0Fs用) (適格機関投資家専用)	12,186,566,156円	11,992,205,623円
ダイワ・海外株式&REIT ファンド (毎月分配型)	101,873,787円	93,176,351円
ダイワ外国好配当株ファンド (ダイワSMA専用)	840,032,641円	1,045,663,295円
計	13,128,472,584円	13,131,045,269円
2. 期末日における受益権の総数	13,128,472,584口	13,131,045,269口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,664,070,354円であります。	—————

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成24年11月16日 至 平成25年5月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成25年5月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成24年11月15日現在	平成25年5月15日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	△125,601,673	479,728,583
合計	△125,601,673	479,728,583

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成24年9月11日から平成24年11月15日まで、及び平成25年3月12日から平成25年5月15日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	平成24年11月15日 現在				平成25年5月15日 現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								

買 建	—	—	—	—	128,023,800	—	128,174,000	150,200
アメリカ・ドル	—	—	—	—	61,124,400	—	61,278,000	153,600
オーストラリア・ドル	—	—	—	—	40,476,800	—	40,470,000	△6,800
ユーロ	—	—	—	—	26,422,600	—	26,426,000	3,400
合計	—	—	—	—	128,023,800	—	128,174,000	150,200

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成24年11月15日現在	平成25年5月15日現在
1口当たり純資産額	0.7971円	1.1550円
(1万口当たり純資産額)	(7,971円)	(11,550円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル		株	アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
	D.R.HORTON INC	58,000	27.600	1,600,800.000	
	COVIDIEN PLC	16,000	66.550	1,064,800.000	
	TE CONNECTIVITY LTD	30,400	44.930	1,365,872.000	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	20,000	50.220	1,004,400.000	
	BANK OF NEW YORK MELLON	27,000	29.950	808,650.000	
	BRISTOL MYERS SQUIBB	23,700	42.210	1,000,377.000	
	JPMORGAN CHASE & CO	49,000	50.230	2,461,270.000	
	DEERE & CO	9,000	93.770	843,930.000	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	7,000	64.210	449,470.000	
	CUMMINS INC	11,000	114.800	1,262,800.000	
	US BANCORP	37,000	33.890	1,253,930.000	
	GENERAL ELECTRIC CO	85,000	23.010	1,955,850.000	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	7,500	154.520	1,158,900.000	
	HEWLETT-PACKARD CO	18,000	21.520	387,360.000	
	INT'L BUSINESS MACHINES	12,500	203.210	2,540,125.000	
	INTERNATIONAL PAPER	28,000	48.270	1,351,560.000	
	LOWE'S COS INC	66,000	42.780	2,823,480.000	
	PHILLIPS 66	14,000	64.080	897,120.000	

	M & T BANK CORP	8,600	103.990	894,314.000	
	PHILIP MORRIS INTERNATION	9,700	94.960	921,112.000	
	ALTRIA GROUP INC	81,000	37.060	3,001,860.000	
	PFIZER INC	77,000	29.400	2,263,800.000	
	AMERICAN WATER WORKS CO	16,000	42.440	679,040.000	
	QUALCOMM INC	13,500	65.320	881,820.000	
	CHEVRON CORP	17,200	125.000	2,150,000.000	
	AT&T INC	13,000	37.230	483,990.000	
	SEMPRA ENERGY	13,000	82.300	1,069,900.000	
	UNION PACIFIC CORP	10,000	156.940	1,569,400.000	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	15,000	61.730	925,950.000	
	TJX COMPANIES INC	18,000	51.450	926,100.000	
	VISA INC-CLASS A SHS	6,900	180.320	1,244,208.000	
	TUPPERWARE BRANDS CORP	12,000	81.800	981,600.000	
	CENTURYLINK INC	17,927	37.740	676,564.980	
	NOBLE ENERGY INC	9,000	117.610	1,058,490.000	
	AMERICAN EXPRESS CO	22,000	71.510	1,573,220.000	
	BAXTER INTL INC	10,000	70.490	704,900.000	
	CAMPBELL SOUP CO	18,000	47.640	857,520.000	
	LINEAR TECHNOLOGY CORP	5,500	38.130	209,715.000	
	COMCAST CORP -CL A	33,000	43.330	1,429,890.000	
アメリカ・ドル 小計				アメリカ・ドル 48,734,087.980 (4,977,699,747)	
イギリス・ポンド		株	イギリス・ポンド	イギリス・ポンド	
	PRUDENTIAL PLC	122,000	11.630	1,418,860.000	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	68,000	16.950	1,152,600.000	
	DIAGEO PLC	60,000	20.690	1,241,400.000	
	STANDARD CHARTERED PLC	38,000	15.850	602,300.000	
	WPP PLC	65,000	11.470	745,550.000	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	380,000	1.826	693,880.000	
	CENTRICA PLC	94,600	3.849	364,115.400	
	BRIT AMERICAN TOBACCO PLC	60,000	37.465	2,247,900.000	
	PERSIMMON PLC	81,000	10.980	889,380.000	
	BT GROUP PLC	260,000	3.115	809,900.000	
	ANTOFAGASTA PLC	48,000	9.395	450,960.000	
	EXPERIAN PLC	74,000	12.620	933,880.000	
イギリス・ポンド 小計				イギリス・ポンド 11,550,725.400 (1,797,523,886)	
オーストラリア・ドル		株	オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル	
	BHP BILLITON LTD	73,700	34.670	2,555,179.000	
	WOODSIDE PETROLEUM	15,000	37.390	560,850.000	
	WESTPAC BANKING	102,000	31.750	3,238,500.000	
	SP AUSNET	105,500	1.280	135,040.000	
	AUSTRALIA & NZLAND BK	102,500	29.890	3,063,725.000	
	RIO TINTO LTD	17,000	57.550	978,350.000	
	COMMONWEALTH BANK OF AUST	39,200	72.090	2,825,928.000	
	COCA-COLA AMATIL LIMITED	60,200	13.220	795,844.000	
	TELSTRA CORPORATION	386,900	5.020	1,942,238.000	
	SUPER RETAIL GROUP LTD	31,000	11.930	369,830.000	
	CSL LIMITED	15,000	63.200	948,000.000	
	WESFARMERS LIMITED	38,000	42.940	1,631,720.000	
	DUET GROUP	287,756	2.480	713,634.880	
	ALS LTD	60,000	9.800	588,000.000	

オーストラリア・ドル 小計				オーストラリア・ドル 20,346,838.880 (2,058,896,626)	
カナダ・ドル	ENBRIDGE INC	株 24,500	カナダ・ドル 47.430	カナダ・ドル 1,162,035.000	
カナダ・ドル 小計				カナダ・ドル 1,162,035.000 (116,482,389)	
シンガポール・ドル	KEPPEL CORP	株 134,500	シンガポール・ドル 10.860	シンガポール・ドル 1,460,670.000	
	O.C.B.C.	110,000	11.020	1,212,200.000	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	303,000	5.000	1,515,000.000	
シンガポール・ドル 小計				シンガポール・ドル 4,187,870.000 (344,284,792)	
スイス・フラン	ROCHE HOLDING AG-GENUS	株 9,000	スイス・フラン 243.800	スイス・フラン 2,194,200.000	
	ABB LTD	48,000	21.430	1,028,640.000	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	3,000	266.500	799,500.000	
	SYNGENTA AG	3,000	395.700	1,187,100.000	
スイス・フラン 小計				スイス・フラン 5,209,440.000 (551,627,602)	
スウェーデン・クローナ	ELECTROLUX AB-SER B	株 35,000	スウェーデン・クローナ 177.900	スウェーデン・クローナ 6,226,500.000	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A	28,000	293.700	8,223,600.000	
スウェーデン・クローナ 小計				スウェーデン・クローナ 14,450,100.000 (221,231,031)	
デンマーク・クローネ	NOVO NORDISK A/S-B	株 6,000	デンマーク・クローネ 1,006.000	デンマーク・クローネ 6,036,000.000	
デンマーク・クローネ 小計				デンマーク・クローネ 6,036,000.000 (107,018,280)	
ノルウェー・クローネ	DNB ASA	株 24,000	ノルウェー・クローネ 95.150	ノルウェー・クローネ 2,283,600.000	
	TELENOR ASA	78,300	132.800	10,398,240.000	
	SEADRILL LTD	15,000	229.300	3,439,500.000	
ノルウェー・クローネ 小計				ノルウェー・クローネ 16,121,340.000 (282,607,091)	
ユーロ	BAYER AG	株 8,000	ユーロ 84.520	ユーロ 676,160.000	
	DEUTSCHE BANK AG-REG	24,000	36.100	866,400.000	
	SIEMENS AG	12,500	81.310	1,016,375.000	
	E.ON SE	39,700	13.015	516,695.500	
	BASF SE	13,200	74.300	980,760.000	
	HENKEL AG & CO KGAA	9,000	77.010	693,090.000	
	AHOLD (KONINKLIJKE) NV	102,000	12.250	1,249,500.000	
	MICHELIN (CGDE) - B	20,000	67.460	1,349,200.000	
	SCHNEIDER ELECTRIC SA	18,000	58.900	1,060,200.000	
	BNP PARIBAS	63,000	45.045	2,837,835.000	
	REXEL SA	22,000	17.270	379,940.000	

	AXA	72,000	14.785	1,064,520.000
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	80,000	10.395	831,600.000
	ENI SPA	75,000	18.900	1,417,500.000
	REPSOL SA	36,000	18.230	656,280.000
ユーロ 小計				ユーロ 15,596,055.500 (2,060,862,773)
韓国・ウォン		株	韓国・ウォン	韓国・ウォン
	KANGWON LAND INC	20,000	32,750.000	655,000,000.000
	SAMSUNG ELECTRONICS	2,000	1,500,000.000	3,000,000,000.000
	HANA FINANCIAL GROUP	24,500	35,750.000	875,875,000.000
韓国・ウォン 小計				韓国・ウォン 4,530,875,000.000 (417,293,587)
香港・ドル		株	香港・ドル	香港・ドル
	HANG SENG BANK	82,600	129.400	10,688,440.000
	JIANGXI COPPER COMPANY	290,000	15.680	4,547,200.000
	SHANGHAI INDUSTRIAL HLDG	71,000	26.150	1,856,650.000
	SHIMAO PROPERTY HOLDINGS	370,000	17.120	6,334,400.000
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	883,000	6.440	5,686,520.000
	CHEUNG KONG INFRASTRUCTUR	115,000	55.400	6,371,000.000
	YANZHOU COAL MINING CO-H	210,000	8.000	1,680,000.000
	IND & COMM BK OF CHINA-H	641,000	5.490	3,519,090.000
	CHINA OVERSEAS LAND & INV	390,000	23.250	9,067,500.000
	SANDS CHINA LTD	200,000	40.650	8,130,000.000
香港・ドル 小計				香港・ドル 57,880,800.000 (761,711,327)
台湾・ドル		株	台湾・ドル	台湾・ドル
	TAIWAN CEMENT	440,000	39.100	17,204,000.000
	FUBON FINANCIAL HOLDING	1,260,000	41.250	51,975,000.000
	MEGA FINANCIAL HOLDING CO	1,150,000	23.350	26,852,500.000
	HERMES MICROVISION INC	38,000	852.000	32,376,000.000
	WPG HOLDINGS CO LTD	348,420	35.450	12,351,489.000
	POU CHEN	393,340	31.950	12,567,213.000
	TAIWAN SEMICONDUCTOR	1,263,333	115.500	145,914,961.500
台湾・ドル 小計				台湾・ドル 299,241,163.500 (1,023,404,780)
合計				14,720,643,911 [14,720,643,911]

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 39銘柄	100%	33.9%
イギリス・ポンド	株式 12銘柄	100%	12.2%
オーストラリア・ドル	株式 14銘柄	100%	14.0%
カナダ・ドル	株式 1銘柄	100%	0.8%
シンガポール・ドル	株式 3銘柄	100%	2.3%

スイス・フラン	株式	4銘柄	100%	3.7%
スウェーデン・クローナ	株式	2銘柄	100%	1.5%
デンマーク・クローネ	株式	1銘柄	100%	0.7%
ノルウェー・クローネ	株式	3銘柄	100%	1.9%
ユーロ	株式	15銘柄	100%	14.0%
韓国・ウォン	株式	3銘柄	100%	2.8%
香港・ドル	株式	10銘柄	100%	5.2%
台湾・ドル	株式	7銘柄	100%	7.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

[次へ](#)

「ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成24年11月15日現在	平成25年5月15日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	2,824,224,716	2,066,511,197
コール・ローン	1,095,835,327	1,260,236,583
投資証券	196,009,950,963	223,330,352,402
派生商品評価勘定	244,890	1,885,256
未収入金	2,534,921,789	4,486,725,156
未収配当金	499,272,187	1,032,819,360
流動資産合計	202,964,449,872	232,178,529,954
資産合計	202,964,449,872	232,178,529,954
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	7,630,524	5,831,513
未払金	2,335,579,304	1,882,207,114
未払解約金	585,000,000	614,000,000
流動負債合計	2,928,209,828	2,502,038,627
負債合計	2,928,209,828	2,502,038,627
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	200,866,640,246	152,897,365,437
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△） ※2	△830,400,202	76,779,125,890
元本等合計	200,036,240,044	229,676,491,327
純資産合計	200,036,240,044	229,676,491,327
負債純資産合計	202,964,449,872	232,178,529,954

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成24年11月16日 至 平成25年5月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として期末日の対顧客先物売買取相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金

	原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成24年11月15日現在	平成25年5月15日現在
1. ※1 期首 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	平成24年5月16日 318,074,719,422円 3,137,968,133円 120,346,047,309円	平成24年11月16日 200,866,640,246円 2,182,362,730円 50,151,637,539円
期末元本額の内訳 ファンド名		
ダイワ・グローバルR E I T ・オープン（毎月分配型）	180,500,595,902円	135,292,760,264円
ダイワ・バランス3資産（外債・海外リート・好配当日本株）	96,448,633円	93,774,827円
安定重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	110,373,918円	71,596,988円
インカム重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	106,204,473円	80,945,433円
成長重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	395,805,924円	379,077,001円
6資産バランスファンド（分配型）	690,732,851円	560,815,698円
6資産バランスファンド（成長型）	1,151,831,674円	1,057,452,260円
ダイワ三資産分散ファンド（インカム&キャッシュ、外債、内外リート）（隔月分配型）	71,804,150円	63,836,198円
りそな ワールド・リート・ファンド	10,221,424,272円	7,422,832,422円
世界6資産均等分散ファンド（毎月分配型）	326,672,126円	272,983,668円
『しがぎん』S R I 三資産バランス・オープン（奇数月分配型）	20,097,008円	18,431,777円
常陽3分法ファンド	1,367,671,207円	1,150,484,186円
ダイワ資産分散インカムオープン（奇数月決算型）	328,364,486円	253,971,164円
ダイワ・海外株式&R E I T ファンド（毎月分配型）	81,366,883円	70,278,590円
DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽／安定コース）	168,857,093円	174,441,258円

DCダイワ・ワールドアセット （六つの羽／6分散コース）	179,777,733円	194,625,999円
DCダイワ・ワールドアセット （六つの羽／成長コース）	166,699,633円	193,045,733円
ダイワ・グローバルREIT ファンド（ダイワSMA専用）	3,520,419,878円	4,412,346,839円
ライフハーモニー（ダイワ世界 資産分散ファンド）（分配型）	1,361,492,402円	1,133,665,132円
計	200,866,640,246円	152,897,365,437円
2. 期末日における受益権の総数	200,866,640,246口	152,897,365,437口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額 は830,400,202円であります。	—————

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成24年11月16日 至 平成25年5月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成25年5月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成24年11月15日現在	平成25年5月15日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資証券	△5,986,238,697	16,786,533,043
合計	△5,986,238,697	16,786,533,043

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成24年9月19日から平成24年11月15日まで、及び平成25年3月16日から平成25年5月15日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	平成24年11月15日 現在				平成25年5月15日 現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	1,103,596,802	—	1,111,170,484	△7,573,682	1,526,536,398	—	1,532,220,884	△5,684,486
アメリカ・ドル	821,917,030	—	829,512,864	△7,595,834	896,550,349	—	902,293,573	△5,743,224
イギリス・ポンド	281,679,772	—	281,657,620	22,152	131,620,611	—	131,612,154	8,457
オーストラリア・ドル	—	—	—	—	38,070,144	—	38,062,619	7,525
カナダ・ドル	—	—	—	—	328,981,277	—	328,948,458	32,819
ユーロ	—	—	—	—	131,314,017	—	131,304,080	9,937
買 建	387,930,302	—	388,118,350	188,048	1,019,141,398	—	1,020,879,627	1,738,229
アメリカ・ドル	281,679,772	—	281,795,181	115,409	629,986,049	—	631,081,668	1,095,619
オーストラリア・ドル	106,250,530	—	106,323,169	72,639	389,155,349	—	389,797,959	642,610
合計	1,491,527,104	—	1,499,288,834	△7,385,634	2,545,677,796	—	2,553,100,511	△3,946,257

（注） 1. 時価の算定方法

（1） 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

（2） 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成24年11月15日現在	平成25年5月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9959円 (9,959円)	1.5022円 (15,022円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル			アメリカ・ドル	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	651,488	116,766,194.240	
		BOSTON PROPERTIES INC	99,993	11,049,226.500	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	1,053,958	34,496,045.340	
		GENERAL GROWTH PROPERTIES	963,162	21,969,725.220	
		VORNADO REALTY TRUST	388,174	33,767,256.260	
		EQUITY RESIDENTIAL	387,958	22,974,872.760	
		LASALLE HOTEL 7.5 H	187,000	5,017,210.000	
		HOST HOTELS&RESORTS INC	924,616	17,086,903.680	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES	406,934	9,652,474.480	
		RLJ LODGING TRUST	449,867	10,517,890.460	
		KIMCO REALTY CORP	669,346	16,579,700.420	
		KIMCO REALTY 6.90% H	292,615	8,172,736.950	
		SOVRAN SELF STORAGE INC	160,106	11,087,340.500	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	312,834	10,986,730.080	
		VENTAS INC	577,534	46,508,813.020	
		EQUITY LIFESTYLE 6.75 C	212,929	5,568,093.350	
		ASSOCIATED ESTATES REALTY	316,724	5,827,721.600	
		PROLOGIS INC	1,146,268	49,713,643.160	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQ	100,805	7,802,307.000	
		BRE PROPERTIES-CL A	168,886	8,868,203.860	
		MACK-CALI REALTY CORP	374,242	10,662,154.580	
		COLONIAL PROPERTIES TRUST	273,400	6,526,058.000	
		DDR CORP	610,800	11,776,224.000	
		DUKE REALTY CORP	903,561	16,652,629.230	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY	160,948	2,977,538.000	
		GLIMCHER REALTY TRUST	992,000	13,034,880.000	
		HEALTH CARE REIT INC	438,300	33,310,800.000	
		HCP INC	623,285	33,320,816.100	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	402,200	16,023,648.000	
		HOSPITALITY PROPERTIES	371,406	11,316,740.820	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	268,200	11,800,800.000	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTI	123,405	10,322,828.250	
		NATIONAL RETAIL PROPERTIE	325,900	13,515,073.000	
		REALTY INCOME CORP	434,812	23,179,827.720	
		CORPORATE OFFICE PROPERTI	598,300	17,452,411.000	
		PUBLIC STORAGE	173,736	28,603,895.040	
		REGENCY CENTERS CORP	383,004	22,313,813.040	
		RAMCO-GERSHENSON PROPERTI	632,299	11,058,909.510	
		SL GREEN REALTY CORP	258,192	23,464,488.960	

	UDR INC	742,203	19,490,250.780	
	WEINGARTEN REALTY INVESTO	334,600	11,834,802.000	
	DDR CORP 7.375 H	100,523	2,546,247.590	
	SL GREEN REALTY 7.625% C	608,282	15,541,605.100	
	CUBESMART	954,644	16,305,319.520	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS	992,700	12,706,560.000	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	318,629	20,854,268.050	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	235,579	10,327,783.360	
	HERSHA HOSPITALITY TRUST	2,310,045	13,860,270.000	
	CBL&ASSOC PROP 7.375% D	387,166	9,911,449.600	
	VORNADO RLTY TST 6.625% G	270,714	6,946,521.240	
	DIAMONDROCK HOSPITALITY	1,137,843	11,378,430.000	
	DUKE REALTY CORP 6.60% L	435,113	11,043,167.940	
	DOUGLAS EMMETT	551,420	15,086,851.200	
	LASALLE HOTEL G	31,900	808,346.000	
	DCT INDUSTRIAL TRUST INC	1,403,300	11,507,060.000	
	WEINGARTEN RLTY F	261,627	6,681,953.580	
	HOSPITALITY PROP C	212,031	5,385,587.400	
	DUPONT FABROS 7.625 B	350,000	9,541,000.000	
	COMMONWEALTH REIT 7.25 E	500,000	12,900,000.000	
	RETAIL PROPERTIES OF AME-	119,054	1,860,814.020	
	TAUBMAN CENTERS 6.5 J	99,300	2,611,590.000	
	GLIMCHER REALTY 7.5 H	84,315	2,246,994.750	
	COMMONWEALTH REIT 6.5% D	776,860	18,598,028.400	
	PEBBLEBROOK HOTEL 7.875 A	237,950	6,353,265.000	
アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル 1,028,054,789.660 (105,005,516,215)	
イギリス・ポンド			イギリス・ポンド	
	LAND SECURITIES PLC	5,458,388	51,008,635.860	
	SEGRO PLC	4,761,482	13,746,398.530	
	HAMMERSON PLC	4,649,746	25,620,100.460	
	BRITISH LAND CO PLC	3,451,748	21,400,837.600	
	GREAT PORTLAND ESTATES PL	2,539,431	14,525,545.320	
	DERWENT LONDON PLC	597,565	14,664,245.100	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	3,242,659	3,793,911.030	
イギリス・ポンド 小計			イギリス・ポンド 144,759,673.900 (22,527,500,452)	
オーストラリア・ドル			オーストラリア・ドル	
	WESTFIELD RETAIL TRUST	19,402,512	65,580,490.560	
	COMMONWEALTH PROPERTY OFF	13,775,100	16,530,120.000	
	DEXUS PROPERTY GROUP	33,630,044	40,356,052.800	
	GPT GROUP	11,668,858	48,075,694.960	
	MIRVAC GROUP	28,212,803	50,641,981.380	
	STOCKLAND	7,015,080	27,709,566.000	
	WESTFIELD GROUP	9,676,075	117,564,311.250	
	GOODMAN GROUP	9,149,366	50,321,513.000	
	FEDERATION CENTRES	13,019,426	34,761,867.420	
オーストラリア・ドル 小計			オーストラリア・ドル 451,541,597.370 (45,691,494,238)	
カナダ・ドル			カナダ・ドル	
	CAN REAL ESTATE INVEST TR	367,600	17,240,440.000	
	H&R REAL ESTATE INVSTMNT-	480,100	11,728,843.000	

	BOARDWALK REAL ESTATE INV	171,046	11,083,780.800	
	ALLIED PROPERTIES REAL ES	502,100	17,071,400.000	
カナダ・ドル 小計			カナダ・ドル 57,124,463.800 (5,726,156,251)	
シンガポール・ドル			シンガポール・ドル	
	CAPITACOMMERCIAL TRUST	8,056,100	13,614,809.000	
	ASCENDAS REAL ESTATE INV	12,566,500	34,055,215.000	
	CAPITAMALL TRUST	26,449,992	62,157,481.200	
	SUNTEC REIT	19,922,400	37,852,560.000	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	6,588,222	12,912,915.120	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	3,500,000	7,875,000.000	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUS	4,449,000	7,140,645.000	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUS	6,564,000	7,154,760.000	
シンガポール・ドル 小計			シンガポール・ドル 182,763,385.320 (15,024,977,907)	
ユーロ			ユーロ	
	ALSTRIA OFFICE REIT	538,187	5,252,705.120	
	CORIO NV	594,609	21,349,436.140	
	UNIBAIL-RODAMCO SE	385,313	77,756,163.400	
	EUROCOMMERCIAL -CVA	201,775	6,358,939.120	
	GECINA SA	97,600	9,405,712.000	
	KLEPIERRE	765,179	25,484,286.590	
	FONCIERE DES REGIONS	24,000	1,524,720.000	
ユーロ 小計			ユーロ 147,131,962.370 (19,442,017,507)	
香港・ドル			香港・ドル	
	LINK REIT	12,760,420	576,770,984.000	
	CHAMPION REIT	42,421,376	176,472,924.160	
香港・ドル 小計			香港・ドル 753,243,908.160 (9,912,689,832)	
投資証券 合計			223,330,352,402 [223,330,352,402]	
合計			223,330,352,402 [223,330,352,402]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 64銘柄	100%	47.0%
イギリス・ポンド	投資証券 7銘柄	100%	10.1%
オーストラリア・ドル	投資証券 9銘柄	100%	20.5%
カナダ・ドル	投資証券 4銘柄	100%	2.6%
シンガポール・ドル	投資証券 8銘柄	100%	6.7%
ユーロ	投資証券 7銘柄	100%	8.7%
香港・ドル	投資証券 2銘柄	100%	4.4%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年5月31日

I 資産総額	204,294,119円
II 負債総額	140,264円
III 純資産総額（I－II）	204,153,855円
IV 発行済数量	276,060,209口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.7395円

（参考）ダイワ海外好配当株マザーファンド

純資産額計算書

平成25年5月31日

I 資産総額	16,292,078,040円
II 負債総額	522,705,284円
III 純資産総額（I－II）	15,769,372,756円
IV 発行済数量	13,889,904,259口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.1353円

（参考）ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

純資産額計算書

平成25年5月31日

I 資産総額	212,714,531,290円
II 負債総額	5,116,363,677円
III 純資産総額（I－II）	207,598,167,613円
IV 発行済数量	149,141,221,905口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.3920円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成25年5月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成25年5月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	4	84,379
追加型株式投資信託	429	9,264,337
株式投資信託 合計	433	9,348,717
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	2,848,195
公社債投資信託 合計	17	2,848,195
総合計	450	12,196,912

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,745,233	14,380,327
有価証券	19,655,070	9,427,636
前払金	314	207
前払費用	90,562	142,919
未収入金	11,931	521,825
未収委託者報酬	6,516,540	7,183,011
未収収益	55,102	106,914
貯蔵品	11,888	9,551
繰延税金資産	630,508	491,727
その他	190,450	8,445
流動資産計	30,907,602	32,272,567
固定資産		
有形固定資産	※1 1,003,450	※1 254,258
建物（純額）	513,162	26,257
器具備品（純額）	484,571	222,274
リース資産（純額）	—	5,726
建設仮勘定	5,715	—
無形固定資産	2,870,849	3,194,512
ソフトウェア	2,173,517	3,132,238
ソフトウェア仮勘定	684,878	50,423
電話加入権	11,850	11,850
商標権	132	—
その他	471	—
投資その他の資産	16,375,520	15,113,434
投資有価証券	10,034,136	8,342,934
関係会社株式	5,141,069	5,141,069
出資金	136,315	136,315
従業員に対する長期貸付金	112,674	92,527

差入保証金		542,920		1,000,820
長期前払費用		8,478		7,376
投資不動産（純額）	※1	409,876	※1	402,340
貸倒引当金		△9,950		△9,950
固定資産計		20,249,820		18,562,205
資産合計		51,157,423		50,834,773

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
リース債務	—	1,227
預り金	55,551	56,491
未払金	7,194,946	6,795,899
未払収益分配金	17,954	10,333
未払償還金	88,334	113,002
未払手数料	3,386,380	3,764,501
その他未払金	※2 3,702,277	※2 2,908,061
未払費用	3,313,011	3,383,551
未払法人税等	963,539	588,040
未払消費税等	229,365	189,139
賞与引当金	307,000	841,300
本社移転関連費用引当金	346,425	—
資産除去債務	292,000	—
その他	87,535	—
流動負債計	12,789,375	11,855,648
固定負債		
リース債務	—	4,494
退職給付引当金	1,670,344	1,935,442
役員退職慰労引当金	68,068	67,410
繰延税金負債	1,782,558	1,740,407
固定負債計	3,520,970	3,747,753
負債合計	16,310,345	15,603,402
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,715,116	7,722,723
利益剰余金合計	8,089,414	8,097,020
株主資本合計	34,759,414	34,767,020
評価・換算差額等		

その他有価証券評価差額金	33,879	464,350
繰延ヘッジ損益	53,783	—
評価・換算差額等合計	87,663	464,350
純資産合計	34,847,077	35,231,371
負債・純資産合計	51,157,423	50,834,773

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	72,931,048	73,498,726
その他営業収益	401,212	526,465
営業収益計	73,332,260	74,025,191
営業費用		
支払手数料	41,050,089	41,213,272
広告宣伝費	709,853	604,864
公告費	699	949
受益証券発行費	74	—
調査費	7,993,144	8,116,701
調査費	878,635	824,915
委託調査費	7,114,509	7,291,786
委託計算費	733,156	807,090
営業雑経費	1,651,996	1,280,599
通信費	205,421	206,564
印刷費	472,511	404,023
協会費	52,117	53,643
諸会費	11,971	11,281
その他営業雑経費	909,973	605,086
営業費用計	52,139,015	52,023,478
一般管理費		
給料	4,452,711	5,264,128
役員報酬	209,630	249,180
給料・手当	3,646,155	3,782,533
賞与	289,926	391,114
賞与引当金繰入額	307,000	841,300
福利厚生費	728,342	809,254
交際費	71,356	55,806
寄付金	591	636
旅費交通費	215,939	196,147
租税公課	171,533	206,178
不動産賃借料	727,939	887,968
退職給付費用	422,030	469,713
役員退職慰労引当金繰入額	27,988	38,970
固定資産減価償却費	1,107,222	1,181,438
諸経費	1,077,041	1,094,627
一般管理費計	9,002,696	10,204,869
営業利益	12,190,548	11,796,843

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	
営業外収益				
受取配当金	※1	74,753	※1	257,704
有価証券利息		13,537		11,102
受取利息		2,771		10,598
時効成立分配金・償還金		42,189		21,305
投資有価証券売却益		117,695		279,443
有価証券償還益		68,106		101,052
その他		54,685		44,912
営業外収益計		373,739		726,118
営業外費用				
時効成立後支払分配金・償還金		2,182		19,392
投資有価証券売却損		95,389		36,469
有価証券償還損		67,873		33,338
投資不動産管理費用		16,454		16,271
その他		49,191		23,111
営業外費用計		231,091		128,584
経常利益		12,333,196		12,394,377
特別利益				
投資有価証券売却益		—		39,827
固定資産売却益		—		31
その他		—		16,466
特別利益計		—		56,325
特別損失				
固定資産除却損	※2	4,871	※2	129,816
減損損失	※3	76,217	※3	—
有価証券評価損		211,376		—
本社移転関連費用		346,425		1,099,913
その他		19,547		14,428
特別損失計		658,438		1,244,158
税引前当期純利益		11,674,757		11,206,544
法人税、住民税及び事業税		5,254,642		4,286,691
法人税等調整額		△602,832		△109,902
法人税等合計		4,651,809		4,176,789
当期純利益		7,022,948		7,029,755

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	374,297	374,297
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	374,297	374,297
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	9,874,176	7,715,116
当期変動額		
剰余金の配当	△9,182,008	△7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	△2,159,059	7,606
当期末残高	7,715,116	7,722,723
利益剰余金合計		
当期首残高	10,248,473	8,089,414
当期変動額		
剰余金の配当	△9,182,008	△7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	△2,159,059	7,606
当期末残高	8,089,414	8,097,020

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本合計		
当期首残高	36,918,473	34,759,414
当期変動額		
剰余金の配当	△9,182,008	△7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	△2,159,059	7,606
当期末残高	34,759,414	34,767,020
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△104,040	33,879
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	137,920	430,470
当期変動額合計	137,920	430,470
当期末残高	33,879	464,350
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	85,902	53,783
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△32,119	△53,783
当期変動額合計	△32,119	△53,783
当期末残高	53,783	—
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△18,137	87,663
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	105,800	376,686
当期変動額合計	105,800	376,686
当期末残高	87,663	464,350
純資産合計		
当期首残高	36,900,336	34,847,077
当期変動額		
剰余金の配当	△9,182,008	△7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	105,800	376,686
当期変動額合計	△2,053,258	384,293
当期末残高	34,847,077	35,231,371

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により計上しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産及び投資不動産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～47年

器具備品 3～20年

（会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）長期前払費用

定額法によっております。

（4）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

（２）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（５）本社移転関連費用引当金

前事業年度において、本社移転に伴い発生する損失に備えるため、発生が見込まれる固定資産除却損、移転費用について合理的な見積額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

（１）ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計を終了しております。

（２）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・株価指数先物

ヘッジ対象・・・投資有価証券

（３）ヘッジ方針

価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。

（４）ヘッジ有効性評価の方法

原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

（２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「時効成立後支払分配金・償還金」及び「投資不動産管理費用」は重要性が増したため当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた67,829千円は、「時効成立後支払分配金・償還金」2,182千円、「投資不動産管理費用」16,454千円、「その他」49,191千円として組替えております。

（貸借対照表関係）

※ 1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年 3月31日現在)	当事業年度 (平成25年 3月31日現在)
建物	986,089千円	15,528千円
器具備品	2,234,738千円	250,072千円
リース資産	—	409千円
投資建物	712,587千円	724,130千円
投資器具備品	22,398千円	23,691千円

※ 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成24年 3月31日現在)	当事業年度 (平成25年 3月31日現在)
未払金	3,577,654千円	2,883,398千円

3 保証債務

前事業年度（平成24年 3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,372,770千円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成25年 3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,591,590千円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
受取配当金	—	185,280千円

※ 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物	—	546千円
器具備品	4,812千円	128,892千円
無形固定資産（その他）	—	377千円
投資不動産	59千円	—
計	4,871千円	129,816千円

※ 3 減損損失に関する注記

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産（浦安寮）

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグループピ
ングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の
兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失
（76,217千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物17,417千円及び土地58,800千円で
あります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により
評価しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	9,182	3,520	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を
次のとおり提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 7,022百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 2,692円
- ④ 基準日 平成24年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成24年6月26日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月25日 定時株主総会	普通株式	7,022	2,692	平成24年 3月31日	平成24年 6月26日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年６月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 7,027百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ １株当たり配当額 2,694円
- ④ 基準日 平成25年３月31日
- ⑤ 効力発生日 平成25年６月25日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は株式先物取引を行っております。当社ではこれをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用していましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計の適用を終了しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「５．ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（i）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ii）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し価格変動リスクをヘッジしております。なお、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計の適用を終了しております。

(iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（〈注2〉参照のこと）。

前事業年度（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,745,233	3,745,233	—
(2) 未収委託者報酬	6,516,540	6,516,540	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	28,525,516	28,525,516	—
資産計	38,787,291	38,787,291	—
(1) 未払手数料	3,386,380	3,386,380	—
(2) その他未払金	3,702,277	3,702,277	—
(3) 未払費用（*1）	2,764,494	2,764,494	—
負債計	9,853,152	9,853,152	—
デリバティブ取引（*2）	(87,535)	(87,535)	—

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
--	--------------	----	----

(1) 現金・預金	14,380,327	14,380,327	—
(2) 未収委託者報酬	7,183,011	7,183,011	—
(3) 未収入金	521,825	521,825	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	16,711,401	16,711,401	—
資産計	38,796,567	38,796,567	—
(1) 未払手数料	3,764,501	3,764,501	—
(2) その他未払金	2,908,061	2,908,061	—
(3) 未払費用（*1）	2,782,587	2,782,587	—
負債計	9,455,149	9,455,149	—

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬並びに（3）未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

（1）未払手数料、（2）その他未払金、並びに（3）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照下さい。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 （平成24年3月31日現在）	当事業年度 （平成25年3月31日現在）
（1）その他有価証券 非上場株式	1,163,689	1,059,169
（2）子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	5,141,069	5,141,069
（3）差入保証金	542,920	1,000,820

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,745,233	-	-	-
未収委託者報酬	6,516,540	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	836,311	2,069,432	4,320,954	-
合計	11,098,084	2,069,432	4,320,954	-

当事業年度（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	14,380,327	-	-	-
未収委託者報酬	7,183,011	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,434,397	4,840,276	-
合計	21,563,339	1,434,397	4,840,276	-

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成24年3月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
その他			

証券投資信託の受益証券	6,864,572	6,497,516	367,056
小計	6,864,572	6,497,516	367,056
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
（１）株式	49,871	55,101	△5,230
（２）その他			
証券投資信託の受益証券	21,611,072	21,918,194	△307,122
小計	21,660,944	21,973,296	△312,352
合計	28,525,516	28,470,813	54,703

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,163,689千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成25年 3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
（１）株式	93,459	55,101	38,357
（２）その他			
証券投資信託の受益証券	6,224,312	5,440,857	783,455
小計	6,317,771	5,495,959	821,812
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	10,393,629	10,493,953	△100,323
小計	10,393,629	10,493,953	△100,323
合計	16,711,401	15,989,912	721,489

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,059,169千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他			
証券投資信託の受益証券	16,215,351	117,695	95,389
合計	16,215,351	117,695	95,389

当事業年度（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
（１）株式	141,128	39,827	-
（２）その他			
証券投資信託の受益証券	28,114,625	279,443	36,469

合計	28,255,753	319,271	36,469
----	------------	---------	--------

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、その他有価証券（その他）について211,376千円の減損処理を行っております。

当事業年度において、その他有価証券（非上場株式）について3,220千円の減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日現在）

株式関連

（単位：千円）

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の 取引	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	1,669,315	—	△87,535	△87,535
合計		1,669,315	—	△87,535	△87,535

（注）時価の算定方法は、東京証券取引所から公表された価格により評価しております。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 （平成24年3月31日現在）	当事業年度 （平成25年3月31日現在）
退職給付債務	1,670,344千円	1,935,442千円
退職給付引当金	1,670,344千円	1,935,442千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
勤務費用	261,341千円	301,777千円
その他	160,689千円	167,935千円
退職給付費用	442,030千円	469,713千円

(注) 「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	838,826	837,121
退職給付引当金	599,247	693,199
賞与引当金	116,690	280,855
連結法人間取引（譲渡損）	258,256	264,269
繰延資産	12	157,330
未払事業税	212,753	154,219
投資有価証券評価損	191,138	128,953
出資金評価損	114,425	114,425
未払社会保険料	14,071	43,411
器具備品	33,365	33,316
役員退職慰労引当金	25,804	24,920
本社移転関連費用引当金	131,676	—
資産除去債務	110,989	—
有価証券評価損	80,344	—
その他有価証券評価差額金	27,099	—
その他	27,474	29,627
繰延税金資産小計	2,782,177	2,761,651
評価性引当額	△ 1,379,241	△ 1,323,069
繰延税金資産合計	1,402,935	1,438,582
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	△ 2,428,233	△ 2,428,233
建物（資産除去債務）	△ 76,837	—
繰延ヘッジ損益	△ 29,783	—
その他有価証券評価差額金	△ 18,241	△ 257,138
その他	△ 1,888	△ 1,888
繰延税金負債合計	△ 2,554,985	△ 2,687,261
繰延税金負債の純額	△ 1,152,049	△ 1,248,679

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の

原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

旧本社の不動産賃貸借契約に係る原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

前事業年度において、移転までの使用見込期間を1年1ヶ月と見積り、過去の不動産賃貸借契約に係る原状回復費用の実績をもとに資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから割引前の見積り額を計上しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

変動の内容	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
期首残高	—	292,000
見積りの変更に伴う増加額	292,000	—
資産除去債務の履行による減少額	—	△292,000
期末残高	292,000	—

4. 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前事業年度において、本社移転計画に基づく合理的な見積りが可能となったため、当該資産除去債務292,000千円を貸借対照表に計上しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

（単位：千円）

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	76,217	76,217

当事業年度（自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接 100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,372,770	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応

じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は出資 金 (百万 円)	事業 の 内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融 商品取 引業	(所有) 直接 100.0	経営管 理	債務保 証 (注)	1,591,590	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	19,792,278	未払手数料	2,376,978
同一の親会社をもつ会社	大和証券キャピタル・マーケット(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	595,391	未払手数料	76,686
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,233,996	未払費用	245,735

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。
- (3) 大和証券株式会社及び大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、平成24年4月1日をもって合併いたしました。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	------------	-----	----------------------------	-----------	-----------------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	20,510,864	未払手数料	2,758,584
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,205,721	未払費用	82,519
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ（株）	東京都中央区	100	不動産管理業	—	本社ビルの管理	不動産の賃借料	1,194,567	長期差入保証金	971,157
									未収入金	511,559

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。
- (3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
1株当たり純資産額	13,358.92円	1株当たり純資産額	13,506.24円
1株当たり当期純利益	2,692.30円	1株当たり当期純利益	2,694.91円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益（千円）	7,022,948	7,029,755
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成24年12月3日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・本店の所在地の変更(東京都千代田区に変更)

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ① 名称 三井住友信託銀行株式会社
- ② 資本金の額 342,037百万円（平成25年3月末日現在）
- ③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ① 名称 岐阜信用金庫
- ② 資本金の額 21,729百万円（平成25年3月末日現在）
- ③ 事業の内容 信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

<参考>「ダイワ・グローバルR E I T・マザーファンド」の投資顧問会社

- ① 名称 コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク
- ② 資本金の額 470千米ドル（約40百万円）（平成24年12月末日現在）
- ③ 事業の内容 資産運用業務を行なっています。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当ありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的

とします。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
平成24年11月26日	臨時報告書
平成25年2月8日	有価証券報告書（第11特定期間）・同添付書類、有価証券届出書の訂正届出書 ・同添付書類
平成25年2月25日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年6月21日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

貞廣 篤典 印

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

小林 英之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ・海外株式&REITファンド（毎月分配型）の平成24年11月16日から平成25年5月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ・海外株式&REITファンド（毎月分配型）の平成25年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年5月29日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 公 高 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞 廣 篤 典 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 和 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。